

東京 目安通り28円増

最低賃金、時給1041円に

東京地方最低賃金審議会は21日、2021年度の東京都の最低賃金を現行の時給1013円から28円引き上げ、時給1041円とするよう東京労働局長に答申した。中央最低賃金審議会（厚生労働相の諮問機関）は16日、各都道府県で一律28円増とする目安を答申しており、その通りとなった。引き上げ目安28円は過去最大。21日の東京地方審は経営者委員が猛反発し、退席するなどした。

厚生省によると、47都道府県の地方審議会で本年度の答申が出たのは初めて。東京は異議申し立て期間を経て、10月1日から発効する見通し。

21日の東京地方審は賛成多数で答申内容を決めた。経営者委員は新型コロナウイルス禍で飲食、観光業などが苦境にあると強く反発。経営者委員6人のうち

3人が採決前に退席し、3人が棄権した。労働者、公益面委員は賛成した。退席した委員の一人は、退席前に審議会で「強い反対を表すために退席する」と理由を述べた。東京労働局によると、東京地方審での経営者委員の退席は記録が残る11年以降で初めて。採決での反対はこれまでもあった。引き上げ0円だった昨年度は労働者委員の一部が反発して退席した。

首相「賃上げ、流れ強固に」

雇調金の特例延長を表明

菅義偉首相は21日、首相官邸で開いた経済財政諮問会議で、新型コロナウイルスに伴う雇用調整助成金の特例措置を12月末まで延長すると表明した。最低賃金引き上げを前に中小企業を支援する。「賃金格差の拡大を是正し、賃上げの流れを

さらに強固なものにする」と述べた。

雇調金の特例延長は10月からの最低賃金の引き上げに備え、企業の負担を軽減する狙いがある。年内に追加策も検討する。

首相は新型コロナウイルスによる中小企業のコスト増への対策が必要だと訴えた。「事業の存続と雇用の維持に向けて丁寧な支援が必要がある」と語った。

最低賃金は例年10月に切り替わる。中央最低賃金審議会（厚生労働相の諮問機関）は16日に20

雇調金は景気悪化などで従業員を休ませる際に企業が支払う休業手当の一部を国が助成する。新型コロナウイルスの感染拡大で売り上げが落ち込む企業に1人当たり最大1万5千円を支給している。

21年度の最賃を全国一律で28円を目安に引き上げるよう答申した。目安通りであれば、全国平均で時給930円になる。

報道関係者 各位

令和3年7月27日

【照会先】

労働基準局賃金課

主任中央賃金指導官 小城 英樹

賃金・退職金制度係長 松浦 亮平

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5348)

(直通電話) 03 (3502) 6758

「業務改善助成金」の特例的な要件の緩和・拡充を8月から行います

厚生労働省は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図るため、「業務改善助成金」制度を設けています。このたび、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に業況が厳しい中小企業・小規模事業者に対して、8月1日から、対象人数の拡大や助成上限額の引き上げを行います。また、助成対象となる設備投資の範囲の拡大や、45円コースの新設・同一年度内の複数回申請を可能にするなど、使い勝手の向上を図ります。

この制度では、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性を向上するための設備投資などを行う中小企業・小規模事業者の皆さまにその設備投資などに要した費用の一部を助成しています。

詳細は、下記の「別紙」およびホームページをご覧ください。

また、ホームページの中に、制度の概要や申請書の記載方法などを解説した動画を掲載する予定です。

【助成金制度の詳細はこちら】

[2]業務改善助成金：中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を支援

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonusi/shienjigyoku/03.html

【添付資料】

別紙 業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充

業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充

1. 特に業況の厳しい事業主※への特例

※前年又は前々年比較で売上等▲30%減

① 対象人数の拡大・助成上限額引上げ

現行では、賃金引上げ対象人数について、最大「7人以上」としているところ、最大「10人以上」のメニューを増設し、助成上限額を450万円から600万円へ拡大。

賃金引上げ労働者数	20円コース	30円コース	45円コース (新設)	60円コース	90円コース
1人	20万円	30万円	45万円	60万円	90万円
2～3人	30万円	50万円	70万円	90万円	150万円
4～6人	50万円	70万円	100万円	150万円	270万円
7～9人	70万円	100万円	150万円	230万円	450万円
10人以上 (新設※)	80万円	120万円	180万円	300万円	600万円

(※) コロナ禍で特に影響を受けている事業主（前年又は前々年比較で売上等▲30%減）に加え、事業場内最低賃金900円未満の事業場も対象。

② 設備投資の範囲の拡充

現行では自動車（特種用途自動車を除く）やパソコン等の購入は対象外。コロナ禍の影響を受ける中であっても、賃金引上げ額を30円以上とする場合には、以下の通り、**生産性向上に資する自動車やパソコン等を補助対象に拡充**。

- ・ 乗車定員11人以上の自動車及び貨物自動車
- ・ パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器（新規導入）



2. 全事業主を対象とする特例

① 45円コースの新設

現行で最も活用されている30円と60円の間には**45円コースを増設**。選択肢を増やすことで使い勝手が向上。

② 同一年度内の複数回申請

現行では、同一年度内の複数回受給を認めていないが、年度当初に助成金を活用し、賃上げを実施した事業場であっても、10月に最賃の引上げが行われ、再度賃上げを行うケースが想定されるため、**年度内の複数回申請を可能とする**。